

会津若松市自主防災組織支援事業補助金交付要綱

(令和6年4月1日決裁)

会津若松市自主防災組織設立補助金交付要綱(令和元年5月7日決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 市は、自主防災組織の結成を促進するとともに、安定的な活動を確保するため、自治会、町内会等の地域で活動する団体(以下「地域団体」という。)又は既設の自主防災組織(以下「既設組織」という。)に対し、会津若松市補助金等の交付等に関する規則(平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で会津若松市自主防災組織支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚及び連帯感に基づき自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織で、市長が適当と認めたものをいう。

(自主防災組織の規模)

第3条 自主防災組織の規模は、地域団体を単位とする。ただし、活動区域の地形、面積又は構成世帯の規模及び形態等の事情があり、地域団体の単位により難しい場合で、次に掲げる基準に該当するときは、この限りでない。

- (1) 住民の連帯感に基づき、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模であること。
- (3) 災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うことができる規模であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象とする団体、対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。ただし、自主防災組織の設立に係る補助について、既設組織の合併等に伴う設立については、補助対象としない。

(事前協議)

第5条 自主防災組織の設立に係る補助金の交付を受けようとする者は、交付申請の前にあらかじめ、第1号様式により、市長に協議しなければならない。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、第2号様式によるものとし、その提出期限は市長が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第3号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第2号に定める書類は、設立に係る補助金の交付を受けようとする者のみ提出を要するものとする。

- (1) 活動区域が分かる図

(2) 事前協議書（第 1 号様式）

(3) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
（補助金交付決定及び通知）

第 7 条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、第 3 号様式により通知するものとする。
（変更の承認の申請）

第 8 条 規則第 6 条第 1 項の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、第 4 号様式を市長に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第 9 条 規則第 8 条第 1 項に規定する市長の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 14 日を経過した日とする。

（概算払）

第 10 条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、第 5 号様式を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、第 6 号様式に関係書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、その承認を受けた日）から起算して 14 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに行うものとする。

（補助金の交付請求）

第 12 条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了した場合は、第 6 号様式の提出と併せ、第 7 号様式を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、補助金の全額が概算払されていた場合はこの限りでない。

（自主防災組織結成の届出）

第 13 条 自主防災組織の設立に係る補助金の交付を受けた者が自主防災組織を結成したときは、第 8 号様式に关系書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第 14 条 補助金の交付を受けた者が補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の指示若しくは命令に違反したときは、市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第 15 条 前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に支給された補助金があるときは、市長は、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

（財産の処分の制限）

第 16 条 規則第 18 条第 1 項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の資機材その他の備品とする。

3 補助金の交付を受け取得した財産を処分するときは、あらかじめ第 9 号様式を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（会計諸帳簿の整備）

第 17 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計諸帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	対 象 団 体	対 象 経 費	補 助 額
組織の設立に係る補助	地域団体	1 自主防災組織の設立のための説明会の開催、普及啓発資料の作成、防災カルテ、防災マップの作成その他自主防災組織の設立に必要な事業に要する経費 2 自主防災組織の設立にあたって必要な資機材及び備蓄食料その他備品の購入に要する経費	5万円＋世帯割（1世帯あたり500円とし、100世帯を上限とする。）以内とする。 ただし、複数の地域団体等で組織される場合、世帯割の上限を200世帯とする。
組織の活動に係る補助	既設組織	1 自主防災組織の活動のための説明会の開催、普及啓発資料の作成、防災カルテ、防災マップの作成その他自主防災組織の活動に必要な事業に要する経費 2 自主防災組織の活動にあたって必要な資機材及び備蓄食料その他備品の購入に要する経費	※補助金の交付は、毎年度、1対象団体につき、1回に限る。 ※世帯割の算定根拠とする世帯数は、申請日現在の世帯数とする。

第1号様式（第5条関係）

会津若松市自主防災組織支援事業補助金事前協議書

年 月 日	
会津若松市長 あて 申請者 住 所 団体名 代表者名 電話番号 自主防災組織の設立に係る補助金の交付を受けたいので、会津若松市自主防災組織支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり協議します。	
設立区域及び 世帯数(要支援者数)	
今までの防災活動	☐防災講話（出前講座等）☐消火訓練 ☐避難訓練 ☐炊き出し訓練 ☐情報収集・伝達訓練 ☐災害体験訓練（煙体験等）☐救出・救護訓練 ☐図上訓練（DIG・HUG・クロスロード・危険箇所確認） ☐防災資機材取扱訓練 ☐地区防災マップ作り ☐地区防災計画作り ☐防災訓練等のイベントへの参加 ☐その他（ ）
自主防災組織設立 後に行いたいこと	☐防災講話（出前講座等）☐消火訓練 ☐避難訓練 ☐炊き出し訓練 ☐情報収集・伝達訓練 ☐災害体験訓練（煙体験等）☐救出・救護訓練 ☐図上訓練（DIG・HUG・クロスロード・危険箇所確認） ☐防災資機材取扱訓練 ☐地区防災マップ作り ☐地区防災計画作り ☐防災訓練等のイベントへの参加 ☐その他（ ）
補助金の使用用途	☐自主防災組織設立に向けての啓発・活動経費 ☐防災資機材購入費（ ） ☐防災備蓄品購入費（ ）
自主防災組織設立 予定時期	

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

会津若松市長 あて

住 所

団 体 名

代表者名

自主防災組織支援事業補助金交付申請書

年度において、次のとおり事業を実施したいので、会津若松市補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、自主防災組織支援事業補助金を交付されたく申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 交付申請額 円 （世帯数： 世帯）

4 補助事業の着手及び完了予定日

着手予定日 年 月 日

完了予定日 年 月 日

5 添付書類

事業計画書

収支予算書（収入の部・支出の部）

その他別に定める書類

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

会津若松市長



自主防災組織支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった自主防災組織支援事業補助金について、
下記のとおり条件を付して交付することと決定したので、会津若松市補助金等の交付等に関する規則第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) この補助金を申請の目的以外に支出したときは、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

会津若松市長 あて

住 所

団 体 名

代表者名

自主防災組織支援事業補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

下記のとおり自主防災組織支援事業を変更（中止・廃止）をしたいので、会津若松市補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により承認くださるよう申請します。

記

1 補助金名 自主防災組織支援事業補助金

2 補助金の交付決定年月日及び番号 年 月 日付け 第 号

3 変更（中止・廃止）の理由

4 変更（中止・廃止）の内容

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

会津若松市長 あて

住 所

団 体 名

代表者名

自主防災組織支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった自主防災組織支援事業について、会津若松市自主防災組織支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり概算払により交付して下さるよう請求します。

記

1 交付決定額 円

2 交付請求額 円

3 概算払が必要となる理由

年 月 日

会津若松市長 あて

住 所

団 体 名

代表者名

自主防災組織支援事業補助金実績報告書

下記のとおり自主防災組織支援事業を完了したので、会津若松市補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、その実績を報告します。

1 補助金名 自主防災組織支援事業補助金

2 補助金の交付決定年月日及び番号 年 月 日付け 第 号

3 事業の目的

4 事業の内容

5 事業着手年月日 年 月 日

6 事業完了年月日 年 月 日

7 添付書類

事業報告書

活動記録写真

収支決算書（収入の部・支出の部）

領収証等の写し

年 月 日

会津若松市長 あて

住 所

団 体 名

代表者名

自主防災組織支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった自主防災組織支援事業補助金について、会津若松市自主防災組織支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付して下さるよう請求します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付確定額 | 円 |
| 2 概算払額 | 円 |
| 3 交付請求額 | 円 |

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

会津若松市長 あて

自主防災組織

代表者住所

代表者氏名

自主防災組織設立届出書

自主防災組織を設立しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 自主防災組織の概要

自主防災組織名 (自治会等名)	
組織構成世帯数	
設立年月日	年 月 日

2 添付書類

- (1) 規 約
- (2) 役 員 名 簿
- (3) 組 織 図
- (4) 活動計画書
- (5) 会 員 名 簿

年 月 日

会津若松市長 あて

住 所

団 体 名

代表者名

自主防災組織支援事業補助金取得財産処分承認申請書

年度自主防災組織支援事業補助金により取得した財産を下記により処分したいので、
会津若松市補助金等の交付等に関する規則第18条第1項の規定により、承認して下さるよう
申請します。

記

1 品目

2 取得価格 円

3 取得年月日 年 月 日

4 処分の方法

5 処分の理由

6 処分予定価格 円